

東京都板橋区農業委員会

第24期第11回定例総会議事録

令和3年5月26日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

第 24 期第 11 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 3 年 5 月 2 6 日（水）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 1 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5	本橋 政春	9	木村 博之
2		6	安井 一郎	10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	榎本 勇

議 事

1 協議事項

- (1) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について(資料1)
- (2) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料2)
- (3) 相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について 合計2件 (資料3)
- (4) 生産緑地地区の追加指定に係る農地の管理状況の照会について (資料4)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料5)
合計2件 (内訳：4条関係2件、5条関係0件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料6)
- (3) 農地法第3条の3第1項届出の専決処分報告について (資料7)

3 その他

- (1) 茶摘み体験学習事業の実施結果について (資料8)

4 次回日程

日 時 令和3年6月25日(金) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	榎本 勇	委員
	福島 聡司	委員
出席係員	柴崎 直樹	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	古木 輝	書記

事務局 長	<p>只今より、第24期第11回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、榎本勇委員、福島聡司委員を指名させていただきます。</p> <p>それでは、協議事項（1）板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について、事務局、お願いいたします。</p>
事務局 長	<p>1ページ、資料1をご覧ください。</p> <p>申請者氏名と住所は記載のとおりでございます。対象事業は農地整備事業で、工事内容は土留め、土盛り等でございます。工事施工場所は、蓮根二丁目5になります。申請者の区内所有農地面積は、28.3アールとなっております。事業経費は、286万円、申請金額は、50万円です。11ページをご覧ください。交付対象事業、交付対象者、補助率は、記載の表のとおりとなっております。条件に合致しているものと判断しています。10ページをご覧ください。航空写真に配置図が記入しております。横長の左下部分のコンテナ倉庫があった部分を農地整備する内容です。</p> <p>問題がないようでしたら、12ページにあります補助金交付についての答申を、板橋区長宛にしたいと考えております。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特に無いようですので、板橋区長に対して補助金交付についての答申をお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項（2）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>13ページ、資料2をご覧ください。</p> <p>相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請が出ております。土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。対象の生産緑地番号は61番と98番です。土地の所在は徳丸八丁目26番4・5・6、25番1・11で土地の合計面積は、2,412平方メートルです。現地の確認は、5月11日に會田幸夫会長職務代理にご確認していただいております。おおむねの位置は、紅梅公園の北側になります。現地の状況をご覧ください、問題がなければ、14ページの証明書の発行をしたいと思います。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>

書 記	<p>生産緑地番号61、98ともに、きれいに耕作されている様子を確認しております。さつまいも、里芋、レタスなどが植えられておりました。証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。</p>
会 長	<p>現地確認を行った會田会長職務代理、何かご意見はありますか。</p>
會田職務代理	<p>きれいに耕作されていまして。毎年、近所の幼稚園のお子さんたちがさつまいも堀りに来ていて、大変喜ばれているようです。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、証明書の発行をお願いいたします。 続きまして、協議事項（3）相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行についてです。1件目は榎本委員に、2件目は會田会長職務代理に関わる案件ですので、農業委員会法第31条の規定により、榎本委員と會田会長職務代理はそれぞれご自身が関係する議事に参与することができません。 それでは、事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>2件ございます。 1件目は、15ページ、資料3をご覧ください。 申請年月日は令和3年4月26日、相続人と被相続人は記載のとおりです。対象の生産緑地は、生産緑地番号3です。土地の所在は、成増四丁目で記載の7筆です。登記簿上の地目と現況は、いずれも畑です。面積は合計で、1952.04平方メートルでございます。おおむねの位置は、青蓮寺の東側になります。相続開始年月日は、令和2年12月17日、令和3年5月11日に會田幸夫会長職務代理に現地の確認をしていただいております。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>生産緑地番号3は、きれいに耕作されている様子を確認しております。さつき、レモン、不知火、ブルーベリーなどが植えられておりました。証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。</p>
事 務 局 長	<p>2件目は、19ページをご覧ください。 申請年月日は令和3年5月14日、相続人と被相続人は記載のとおりです。対象の生産緑地は、生産緑地番号99です。土地の所在は、徳丸八丁目21番19です。登記簿上の地目と現況は、いずれも畑です。面積は、958平方メートルでございます。おおむねの位置は、区立向口公園の東側になります。相続開始年月日は、令和2年9月20日、令和3年5月21日に本橋委員に現地の確認をしていただいております。現</p>

	<p>地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>生産緑地番号99は、きれいに耕作されている様子を確認しております。大根、ニンジン、インゲン、ブロッコリーなどが植えられておりました。証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。</p>
会長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。 特に無いようですので、証明書の発行をお願いいたします。 続きまして、協議事項（4）生産緑地地区の追加指定に係る農地の管理状況の照会についてです。こちらは、安井委員に関わる案件ですので、農業委員会法第31条の規定により、安井委員は議事に参与することができません。それでは、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
書記	<p>22ページ、資料4をご覧ください。 令和3年5月11日に都市整備部長から農業委員会会長に対し、生産緑地地区の追加指定に係る農地の管理状況について照会がございました。対象農地は徳丸八丁目4番16、約472平方メートルでございます。5月11日に會田会長職務代理と事務局で現地確認を行いました。 農地の詳細ですが、24ページをご覧ください。申請があった農地が図で示されております。現況については画面をご覧ください。現在は竹林となっております。こちらは、対象農地の北側の境界を東側から見た写真です。境界は写真の中心から少し左の棒が立っているところでして、この棒の左側が対象地となっております。続いて、対象農地の西側の境界を南側から見た写真です。境界はコンテナの右端のところでした、そこから右側が対象地となっております。 この内容で問題がないようでしたら、25ページのとおり回答したいと考えております。</p>
会長	<p>現地確認を行った會田会長職務代理、何かご意見はありますか。</p>
會田職務代理	<p>きれいに管理されておりました。</p>
会長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
福島委員	<p>生産緑地は農地等になると思いますが、当該土地は何になりますか。</p>
農政担当係長	<p>生産者に伺ったところ、筍を収穫して直売所に出荷しているとのこと です。</p>

<p>会 長</p>	<p>他にご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、板橋区長に対して回答をお願いいたします。 続きまして、報告事項（１）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>２６ページ、資料５をご覧ください。 農地転用届出の専決処分報告でございます。 農地法第４条第１項第８号の規定による届出でございます。こちらにつきましても、令和３年４月１１日から令和３年５月１０日までに届出があったもので、２件でございます。 専決番号１、土地の所在が成増二丁目８３番２、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は、１，３９４平方メートルです。転用の目的は、共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、川越街道の東埼橋の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和２年９月着工、令和３年６月完了予定、軽量鉄骨２階建て１棟、共同住宅の建築予定となっております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>続きまして、専決番号２、土地の所在が三園一丁目４３６番１、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は、１，１６２平方メートルです。転用の目的は、個人住宅、倉庫、駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、２７ページの図、成増厚生病院の東側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は木造２階建て１棟の個人住宅、プレハブ倉庫１棟、コインパーキング、大型駐車場となっており、現況に対する届出でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>この４条関係２件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 報告事項（２）地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>２８ページ、資料６をご覧ください。 地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらにつきましても、令和３年４月１１日から令和３年５月１０日までの間に照会があったもの２件でございます。 番号１、土地の所在が相生町２０３２番です。登記簿上の地目は畑、</p>

	<p>面積は674平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を4月27日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置ですが28ページの図、番号1と記載しているところで、サンシティの北側になります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は駐車場となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
事務局長	<p>続きまして、番号2、土地の所在が志村三丁目11番6です。登記簿上の地目は畑、面積は76平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を4月28日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置ですが29ページの図、番号2と記載しているところで、志村三丁目駅の東側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は私道となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
会長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>報告事項(3)農地法第3条の3第1項届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
書記	<p>30ページ、資料7をご覧ください。こちらは、協議事項(3)相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行についての1件目で申請がありました方から、合わせて農地法第3条の届出があったものでございます。届出年月日は、令和3年4月26日、届出者は記載のとおりでございます。土地の所在は31ページのとおりで、合計で18筆ありまして成増四丁目1027番1ほか、以下の17筆です。地目はいずれも畑、現況は記載のとおりで、面積は合計5,413.26平方メートルです。権利を取得した日付は令和2年12月17日で、事由は相続でございます。令和3年5月11日に現地を確認し、5月12日に受理通知書を発送いたしました。</p> <p>現況については画面をご覧ください。生産緑地の部分はさつき、レモン、不知火、ブルーベリーなどが植えられておりました。宅地化農地の</p>

<p>会 長</p>	<p>部分は現在更地になっておりました。</p> <p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>その他（１）茶摘み体験学習事業の実施結果について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>３３ページ、資料８をご覧ください。</p> <p>５月６日（木）に予定してお茶摘み体験ですが、緊急事態宣言が延長されました関係で、子ども達のお茶摘み体験は残念ですが中止といたしました。また、お茶摘みに関しましては、土地所有者の田上さん、安井委員にお声かけいただいた議員関係の方、茶畑の近隣にお住まいの方、援農ボランティアと都市農業係員でお茶摘みを行いました。摘み取った茶葉は、５月６日の午後には所沢の業者に搬入しまして、製茶していただいております。来週、５月３１日（月）に製茶されたお茶は納品予定でございます。納品されましたお茶は小袋に入れて、６月上旬には、参加予定だった学校の子供達へ配布する予定です。昨年度に続きまして、今年度も子ども達の茶摘み体験ができず残念でございますが、来年度はコロナが終息して、賑やかなお茶摘み体験事業が実施できますことを期待しています。</p> <p>また、資料にはございませんが、先週、区役所本庁舎で実施いたしました「さつきフェスティバル」ですが、こちらも緊急事態宣言が延長されました関係で、さつきの展示のみの実施といたしました。当初予定していました野菜・植木・さつきの販売は中止いたしましたが、臨時にふれあいマルシェによる野菜等の直売を、５月１８日（火）と１９日（水）の二日間、赤塚庁舎で実施いたしまして、両日とも２時間程度で完売となりました。出荷にご協力いただきました皆様ありがとうございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>ないようですので、これをもちまして第１１回定例総会を閉会いたします。</p> <p>（終了時間 午後２時３０分）</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会 ６月１８日（金） 午後２時００分 ・定例総会 ６月２５日（金） 午後２時００分